

令和 8 年版 横浜市立金沢高等学校いじめ防止基本方針

金沢高校は、「学問真理の探究と自主自立」を校是とし、また「高い学力と幅広い教養を身につけ高い志で自らの進路を切り拓くことを目指しながら、思いやりを持ち、互いの人権を尊重するとともに、社会に貢献できる創造性豊かな調和の取れた人材を育成する」ことを目標として教育活動を行っている。

平成 25 年「いじめ防止対策推進法」が施行、「国のいじめの防止等のための基本方針」・「横浜市いじめ防止基本方針」が策定され、法に基づき、すべての学校が「基本方針」を策定し「対策組織」を設置することが義務付けられた。それらを受け、金沢高校は、校是・教育目標を尊重し、すべての生徒が安心して安全な学校生活を送りながら高い志の実現のために自らの進路を切り拓くことができる環境を維持し、教職員・生徒・保護者・地域が一体となっていじめを許さない学校づくりを行っていくことを改めて確認するために、ここに「金沢高等学校いじめ防止基本方針」を定める。

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

いじめ問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの生徒にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害行為である。」という認識をすべての教職員が持って取り組む必要がある。そして、生徒は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくる。

(3) 学校いじめ防止基本方針の目的

本校の基本方針は上記の基本理念のもと、いじめ問題への対策を、教職員がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら進め、いじめ防止対策推進法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、学校全体で生徒の健全育成を図り、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる学校の実現を目指すことを目的とする。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成

校長、副校長、生徒支援部主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）で構成し、必要に応じて他の教職員を加える。

(2) 運営

学校いじめ防止対策委員会は月 1 回以上定期的に開催するとともに、いじめの疑いを把握し、速やかに対応する場合等は、出席可能な構成員のみで迅速・機動的に臨時で委員会を開催し、適切に対応する。

また、学校いじめ防止対策委員会では、学校としての対応方針を組織的に決定するとともに、いじめ解消を含めたその後の対応状況の確認を行う。

校長の責任の下、学校いじめ防止対策委員会の結果について、会議録を作成・保管するとともに、毎月教育委員会事務局にいじめ認知報告書により報告する。

(3) 活動内容

学校いじめ防止対策委員会は学校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的・組織的に行う。

ア 学校基本方針に基づく具体的な年間計画を掌握し、検証、修正する。

イ いじめの相談、通報の学校の窓口として、地域、保護者、関係機関等との連携を担う。

ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめの疑いに係る情報があった時には、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、支援の体制と指導方針の決定及び保護者との連携等を組織的に行うための役割

3 取組の年間計画

年度当初に全教職員で本校の「いじめ防止基本方針」を確認する。

各分掌や各種委員会が行う次の行事の中で「いじめ」に関わる情報の掌握をする。

月	取 組 内 容
通年	学校いじめ防止対策委員会（月 1 回・随時）
5 月	いじめ防止及び早期発見のための記名式全校アンケート（学年集約） 個人面談の実施 生徒の活動（スポーツ大会・音楽祭）
7 月	個人面談、三者面談の実施 社会貢献活動
8 月	人権に関する学習会・研修会（職員）
9 月	生徒の活動（文化祭）
10 月	人権に関する学習会・研修会（生徒） 生徒の活動（セミナー研修・修学旅行）
11 月	個人面談、三者面談の実施 人権に関する学習会・研修会
12 月	いじめ防止及び早期発見のための記名式全校アンケート（学年集約） 学校評価、授業評価アンケート 人権週間 個人面談、三者面談の実施
1 月	人権に関する学習会・研修会（職員）
3 月	個人面談、三者面談の実施 生徒の活動（体育祭） 社会貢献活動

4 基本的な対応方針

(1) いじめの未然防止

いじめは、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぐことに取り組む。本校の学校教育目標により、生徒が集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える学校風土をつくる。さらに、いじめ防止の観点から、あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。

また、思いやりを持ち、互いの人権を尊重するとともに、社会に貢献する態度の育成を目指し、生徒が主体となっていじめのない社会を形成するという意識を育み、発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する(音楽祭、文化祭等)。

(2) いじめの早期発見

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えることができないことがある。

また、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることもある。そこで、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないように努めることが大切である(教室での健康観察、横浜 St☆dy navi (よこはまスタディナビ) の活用、保健室での様子)。そして、全教職員がいじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

生徒へは、担任に限らず、SC、SSW など含め、話しやすい教職員への相談が可能であることや、いじめ相談や通報の窓口についても周知する。

保護者にも協力を仰ぎ、定期的に行われる保護者会等で、家庭での様子や変わったことがないかを確認し、家庭から担任や学年主任に気軽に相談できる雰囲気を作るとともに、窓口を明示することで、相談体制を広く周知する。

また、担任や教科担当が気になる状況があれば、些細なことでも必ず情報交換し、生徒への理解を共有することも大切である。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、学校いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、いじめを受けた生徒及び保護者に寄り添った対応をするとともに、いじめを行った生徒への指導・支援や保護者対応等を、教育的配慮の下行う。いじめを受けた生徒に対しては事情や心情を聴取し、生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。いじめを行った生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。また、いじめが起きた集団に対しては、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」という働きかけを行い、安心できる集団づくりのための指導を行う。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、いじめを受けた生徒を守る。その際は、いじめを行った生徒に対して適切な指導・支援を行い、いじめを受けた生徒の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

(4) いじめの解消

ア いじめの解消は、いじめ防止等の基本的な方針(文部科学省)において、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があるとされている。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
 - ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- イ 上記の状態が確認されいじめの解消に至るまで、学校としての組織的な措置を継続する。

(5) 教職員への研修

- ア 生徒理解と人権意識に基づいて、高校生の発達段階に応じた適切な生徒指導の力を教職員が身につけられるよう研鑽する。
- イ いじめ防止について校内研修を実施し、全教職員がいじめについて人権問題であるとの認識と早期発見できる力を促進し、迅速な解決を図る力量を向上させる。

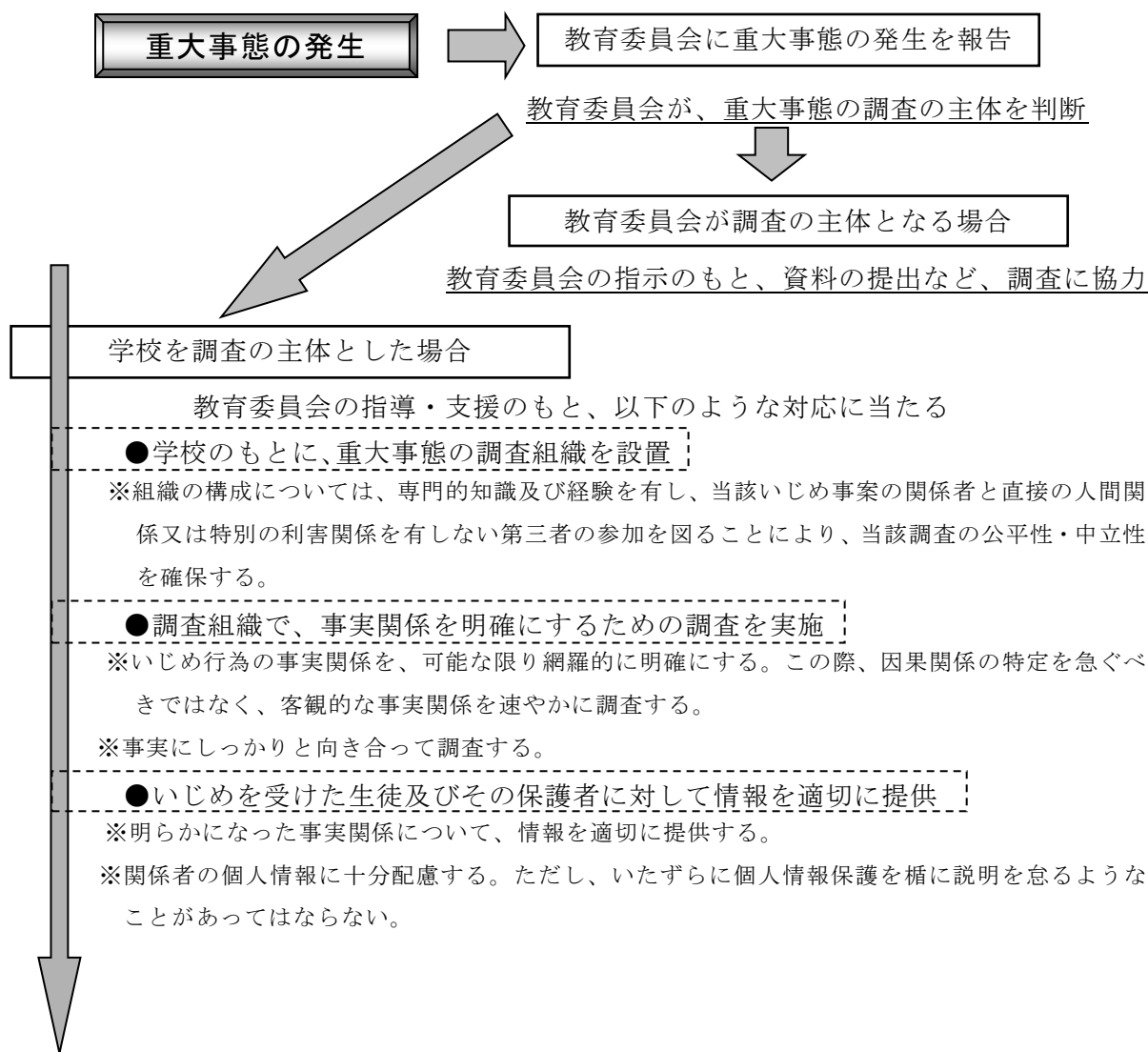
5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

いじめ防止対策推進法第28条第1項において、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

(2) 学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

(3) 重大事態対応フロー図



※得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。

●調査結果を教育委員会に報告

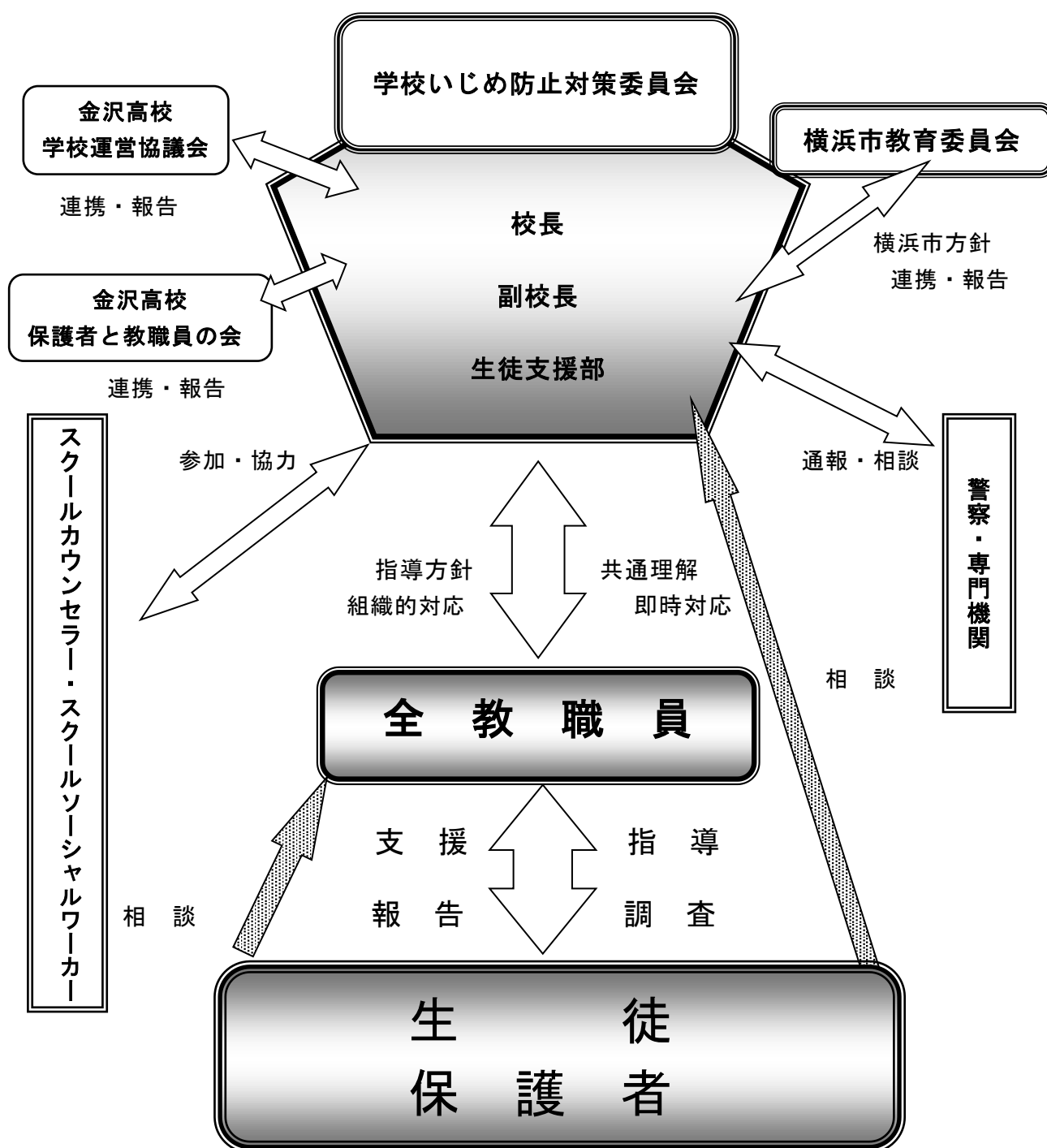
※いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に沿える。

●調査結果を踏まえた必要な措置

6 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）。必要がある場合は、学校いじめ防止基本方針の見直しを検討し、措置を講じる。

7 組織図



平成 2 6 年 3 月 2 5 日策定

平成 3 0 年 2 月 2 2 日一部改定

令和 5 年 2 月 2 2 日一部改定

令和 6 年 3 月 1 8 日一部改定

令和 7 年 4 月 2 8 日一部改定

令和 8 年 1 月 2 2 日一部改定